

令和6年度

運営諮問会議報告書



令和7年4月

独立行政法人国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校

目 次

○令和 6 年度 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議

- 1 令和 6 年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議委員名簿
- 2 令和 6 年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議次第
- 3 配付資料一覧
- 4 令和 6 年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議議事概要
- 5 参考資料
 - (1) 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

令和6年度 運営諮問会議委員名簿

【学外委員】

氏 名	現 職 等	区 分	
ジンボ 神保 睦子	豊橋技術科学大学 理事・副学長（総括、高専連携担当） 高専連携地方創生機構長	高等教育機関 及び研究機関等	
ツルハラ 鶴原 キヨシ 清志	三重大学 理事・副学長（教育担当）	高等教育機関 及び研究機関等	
スズキ 鈴木 コウジ 宏治	鈴鹿医療科学大学 副学長・社会連携研究センター長	高等教育機関 及び研究機関等	
コバヤシ 小林 シンゲキ 茂樹	SUZUKA産学官交流会 副会長 株式会社SANKEI 専務取締役	産業界及び 地方公共団体等	
タキモト 瀧本 カズヒコ 和彦	株式会社百五総合研究所 理事（コンサルティング事業部部长）	産業界及び 地方公共団体等	
スギノ 杉野 コウジ 浩二	鈴鹿市 副市長	産業界及び 地方公共団体等	(欠席)
コナカ 小中 トシカツ 敏克	鈴鹿高専テクノプラザ 会長 旭電気株式会社 元常務取締役	本校卒業生	(欠席)
ハヤマ 羽山 カナミ 哉美	鈴鹿市中学校長会 会長 鼓ヶ浦中学校 校長	本校に関する 学識及び経験	
タナカ 田中 ケン 堅	鈴鹿工業高等専門学校教育後援会 会長	本校に関する 学識及び経験	

(敬称略)

【学内委員】

氏 名	現 職 等
フジモト 藤本 シンジ 慎司	鈴鹿工業高等専門学校 校長
シモフルヤ 下古谷 ヒロシ 博司	鈴鹿工業高等専門学校 副校長
タゾエ 田添 タケヒロ 丈博	鈴鹿工業高等専門学校 教務主事（校長補佐）
ナカモト 仲本 チョウキ 朝基	鈴鹿工業高等専門学校 学生主事（校長補佐）
フナコシ 船越 カズヒコ 一彦	鈴鹿工業高等専門学校 寮務主事（校長補佐）
ヒライ 平井 ノブミツ 信充	鈴鹿工業高等専門学校 研究主事（校長補佐）
ヤマグチ 山口 マサヒロ 雅裕	鈴鹿工業高等専門学校 専攻科長（校長補佐）
カワムラ 河村 トシオ 俊男	鈴鹿工業高等専門学校 事務部長

令和6年度 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議次第

日 時：令和7年3月7日(金)
14時00分～16時00分

場 所：鈴鹿工業高等専門学校
事務・教養棟2階 会議室B

1. 開 会
2. 配付資料の確認及び日程説明
3. 校長挨拶
4. 出席者紹介
5. 議 事
 - (1) 鈴鹿工業高等専門学校の概要について
 - (2) 副校長報告
 - ・入学者の確保
 - ・教育の改善
 - ・学生支援
 - ・社会との連携
 - ・その他
 - (3) いじめ防止プログラムについて
 - (4) 「令和5年度運営諮問会議でのご意見を受けての対応について
 - (5) 意見交換(令和6年度自己点検評価報告書(案)、機関別認証評価自己評価書(暫定版)について)
6. 閉 会

【配付資料一覧】

1. 運営諮問会議次第
2. 座席表
3. 運営諮問会議規則
4. 自己点検評価・改善委員会規則
5. 教育の質保証に関する基本方針
6. 運営諮問会議委員名簿
7. 議事報告資料

令和6年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議議事概要

校長挨拶

校長から今会議開催の背景及び主旨について説明があった。続いて、出席委員の紹介が行われた。

議事に先立ち、運営諮問会議規則第4条により、藤本校長が議長に選出された。

議事

(1) 鈴鹿工業高等専門学校の概要について

校長から、高専と本校の概要及び学生の活躍等に関する説明があった。

(2) 副校長報告

下古谷副校長から、入学者の確保、教育の改善、学生支援、社会との連携等について説明があった。

(3) いじめ防止プログラムについて、

仲本学生主事から、いじめ防止プログラムについて説明があった。

(4) 令和5年度運営諮問会議でのご意見を受けての対応について

山口点検評価副担当長から、令和5年度運営諮問会議でのご意見を受けての対応について説明があった。

(5) 意見交換 (○運営諮問委員、●鈴鹿高専)

○ 国際交流における語学力やコミュニケーション能力について、積極的に取り組む学生は良い成果を上げているが、それ以外の学生のレベルアップのための取組は何かしているのか

● 外部試験を活用したり、交換留学プログラム協定を結んでいるトゥルク応用科学大学から留学生が来た際に実施する英語の授業をカリキュラム化することで、多くの学生が受講することを目指している。

○ カーボンニュートラル等で企業と連携しているが、より多くの企業とも連携できる仕組みを作る必要があるのではないか

● テクノプラザにおける企業連携が、必ずしも十分とは言えない現状なので、今後は本校で所持している装置を広報する等して、それをきっかけとした共同研究等を増やしていくことがそれを進める一つの切り口になるのではないかと考えている。

○ 生成AI教育について、リスク面(例えばレポートや論文の剽窃等)をどの程度考慮しているのか

● 生成AIは日進月歩なので、対応等も明確に定めにくいため考えながら進めている現状であり、リスク面への対応としては、レポート等を提出のみではなく本人の口で説明させて理解度を測る等する必要があると考えている。

○ 知財をどのように管理しているのか

● そもそも所持している数は多くなく、また企業にメリットがある研究成果であれば、学校としては費用負担の必要がないので、そういう類のものを残している。

○ 共同研究や受託研究等をどのように推進しているのか

● 学校としては、テクノプラザにおける企業との交流や近隣大学との連携を進めたり、また技術相談があればその分野の教員に割り振る等しているが、基本的には余力のある教員がそれぞれ独自で進めている部分が多い。

○ ハラスメント対応窓口の公開状況について

● 本校HPにおいてSOS学生相談窓口を開設及び学生相談員や看護師の名前を掲載している。また、図書館備え付けの校長への意見箱もあり、いずれの場合も相談が届いたら学生主事や担任にすぐに連絡をして

対応するようにしている。

- 大学ではアセスメントポリシーを作ることになっているが、高専ではどうなっているか
- 基本的には3 ポリができているため、それを証明していくためのアセスメントプランが必要で、一昨年度から案を練っているところである。

- 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムにおけるリテラシープラスについて
- 高専機構からも指示があり、現在応用基礎を全学科で取り組んでるところである。

- 女子学生確保のためにどのような取組をしているのか
- 女子中学生限定のワークショップ等を開催したことにより、元々女子学生が少ない学科でも人数が増えてきたので、工夫をすれば一定の効果が得られることがわかった。

- 小中学生に対する理系科目の早期教育について、何か取組をしているのか
- 本校は小中学生を対象とした STEAM 教育の支援を強化するための実践校として今年度から選ばれ、本科 2 年で開講している PBL 科目(デザイン基礎)の授業におけるテーマを活用し、県内の小学校にて出前授業を実施する等した。

鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

平成 27 年 12 月 9 日
規則第 100 号

鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

(設置)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の学校運営の充実・発展に資することを目的として、運営諮問会議（以下「諮問会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 諮問会議は、次の各号に掲げる事項について、校長の諮問に応じて審議・評価し、校長に対して提言、助言又は勧告等を行う。

- (1) 本校の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 本校の教育研究活動等の状況について、本校が行う点検・評価に関する重要事項
- (3) その他本校の運営に関する重要事項

(組織)

第 3 条 諮問会議は、校長が委嘱した次の各号に掲げる若干名の委員で組織する。

- (1) 学外委員
 - ア 高等教育機関及び研究機関に在職する者
 - イ 産業界及び地方公共団体等の関係者
 - ウ 本校の卒業生
 - エ その他本校に関し学識及び経験を有する者
- (2) 学内委員
 - ア 校長
 - イ 副校長
 - ウ 事務部長
 - エ その他校長が必要と認めた主事

2 前項第 1 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 4 条 諮問会議に議長を置き、校長をもってあてる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(諮問会議の開催)

第 5 条 諮問会議は、校長が招集する。

- 2 諮問会議は、少なくとも年 1 回開催するものとする。
- 3 諮問会議は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 4 諮問会議が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た情報を漏えいしてはならない。

(庶務)

第7条 諮問会議の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、諮問会議が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年12月9日から施行する。
- 2 鈴鹿工業高等専門学校外部評価委員会規則(平成16年9月6日制定鈴鹿工業高等専門学校規則第67号)は、廃止する。